

発議案第3号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年6月22日

提出者 教育福祉常任委員長 佐藤 葉子

君津市議会議長 三浦 章 様

提案理由

教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、国に対し、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう意見書を提出するものである。

## 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金が減額された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、この制度が廃止や縮減された場合、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼしかねず、義務教育の水準に格差が生まれることが懸念される。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月22日

君津市議会

内閣総理大臣

財務大臣

あて

文部科学大臣

総務大臣